

国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる
指定の申請に係る事務取扱い等について

昭和56年1月5日55構改B第1847号
最終改正 令和5年4月1日4農振第3430号

農林水産省農村振興局長から
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 であて
国土交通省北海道開発局長
北海道知事

「換地を伴う土地改良事業の確定測量の実施について」（平成10年3月31日付け10構改B第210号農林水産省構造改善局長通達）に基づき実施される確定測量の成果について、測量を行った者が、国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査の成果としての認証を申請する場合（以下この場合の申請を「認証申請」という。）の取扱い等を下記のとおり定めたので、今後は、これにより指導されたい。

記

第1 認証申請を行う確定測量の成果

確定測量を実施した者（以下「事業主体」という。）は、その確定測量における位置の表示が、平成14年国土交通省告示第9号に規定する平面直角座標系の平面直角座標値に基づき表示されている場合には、その確定測量の成果について、極力認証申請を行うものとする。

第2 認証申請を行う確定測量の成果の要件

認証申請を行う確定測量の成果は、次の要件を具備していなければならない。

- (1) 位置の表示については、「換地を伴う土地改良事業の確定測量の実施について」の記の第1の平面直角座標値によること。
- (2) 確測基準点測量及び標定点測量の誤差の限度については、別紙1の定めるところによるものであること。
- (3) 一筆地測量及び地積測定に係る誤差の限度については、「換地を伴う土地改良事業の確定測量の実施について」の記の第3の表1に定めるところによるものであり、その精度区分の適用基準については、同第3の表2に定めるところによるものであること。
- (4) 地図の様式については、「換地を伴う土地改良事業の確定測量の実施について」の記の第4の定めるところによるものであること。
- (5) 工程管理及び検査の方法については、原則として「換地を伴う土地改良事業の確定測量の実施について」の別紙3「確定測量工程管理及び検査要領」の定めるところによるものであること。

第3 認証申請を行う確定測量の網図等の作成の方法

事業主体がその確定測量の成果について認証申請をしようとする場合には、網図等の作成の方法は別紙2の定めるところによる。

第4 認証申請に係る事務手続

1. 事業主体は、次に定める手続のいずれかにより、原則として換地処分公告までに認証申請を行うものとする。

- (1) 農林水産大臣へ申請を行う場合

- ア 都道府県営土地改良事業地区

都道府県知事は、別添様式1により土地改良事業地区の確定測量の成果を取りまとめて、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。））、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）を介して農林水産大臣に送付するものとする。

- イ 団体営土地改良事業地区

団体営土地改良事業の事業主体は、別添様式1により土地改良事業地区の確定測量の成果を取りまとめて、都道府県知事及び地方農政局長等を経由して農林水産大臣に送付するものとする。

- (2) 国土交通大臣へ申請を行う場合

- ア 都道府県営土地改良事業地区

都道府県知事は、「国土交通大臣宛ての国土調査法第19条第5項の認証の申請の手続について（通知）」（令和2年7月13日付け国不籍第57号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知。イにおいて「地籍整備課長通知」という。）に基づき申請を行うものとし、国土交通省地方整備局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。））、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。イにおいて同じ。）を経由して国土交通大臣に送付するものとする。

- イ 団体営土地改良事業地区

団体営土地改良事業の事業主体は、地籍整備課長通知に基づき申請を行うものとし、都道府県知事及び国土交通省地方整備局長等を経由して国土交通大臣に送付するものとする。

2. 別添様式1の5の添付書類のうち、測量法（昭和24年法律第188号）第41条の規定に基づき国土地理院長が審査し、その審査書の写しが添付されている場合、（3）の確測基準点の精度管理表又は（5）の確測基準点の網図については省略することができる。

ただし、申請書の記載事項に疑義がある場合は、この限りでない。

3. 事業主体は、認証申請に係る確定測量の成果について、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第5項の規定に基づく指定がなされたときは、別添様式2により管轄登記所にその旨を通知するものとする。

なお、換地処分に係る登記申請時において、既に当該指定がなされている場合には、登記申請書に指定書の写しを添付することで足りるものとする。

第5 国営土地改良事業地区の確定測量の成果の取扱い

1. 都道府県知事は、国営土地改良事業地区において国の委託を受けて確定測量を実施した場合において、第1の規定に定める場合に該当するときは、別添様式3により当該地区の確定測量の成果を取りまとめて、地方農政局長等（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告するものとする。この報告の作成に当たっては、第3の規定を準用する。
2. 地方農政局長等は、この報告を審査し、農村振興局長に送付するものとする。

3. 農村振興局長は、1の報告の結果について、国土調査法第19条第5項の規定に基づき国土交通大臣の指定がなされたときは、その旨を地方農政局長等を経由して都道府県知事に通知する。
4. 都道府県知事は、その旨の通知を受けたときは、1の報告について、別添様式2により管轄登記所にその旨を通知するものとする。この場合において、第4の3なお書の規定を準用する。

別紙1（第2関係）

1. 点検計算の許容範囲

(1) 結合多角方式、単位多角形方式、単路線方式

区 分		1 級確測基準点測量	2 級確測基準点測量	3 級確測基準点測量	4 級確測基準点測量
結・ 合単 多路 角線	水平位置の閉合差	$100\text{mm} + 20\text{mm}\sqrt{N}\Sigma S$	$100\text{mm} + 30\text{mm}\sqrt{N}\Sigma S$	$150\text{mm} + 50\text{mm}\sqrt{N}\Sigma S$	$150\text{mm} + 100\text{mm}\sqrt{N}\Sigma S$
	標高の閉合差	$200\text{mm} + 50\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$200\text{mm} + 100\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$200\text{mm} + 150\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$200\text{mm} + 300\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$
単 位 多 角 形	水平位置の閉合差	$10\text{mm}\sqrt{N}\Sigma S$	$15\text{mm}\sqrt{N}\Sigma S$	$25\text{mm}\sqrt{N}\Sigma S$	$50\text{mm}\sqrt{N}\Sigma S$
	標高の閉合差	$50\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$100\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$150\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$300\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$
標高差の正反較差		300mm	200mm	150mm	100mm
備 考		Nは辺数、 ΣS は路線長（km）とする。			

(2) GNSS観測

ア. 環閉合差及び各成分の較差の許容範囲

項 目	許 容 範 囲		備 考
基線ベクトルの 環閉合差	水平 (ΔN 、 ΔE)	$20\text{mm}\sqrt{N}$	N : 辺数 ΔN : 水平面の南北方向の閉合差 ΔE : 水平面の東西方向の閉合差 ΔU : 高さ方向の閉合差
	高さ (ΔU)	$30\text{mm}\sqrt{N}$	
重複する基線 ベクトルの較差	水平 (ΔN 、 ΔE)	20mm	
	高さ (ΔU)	30mm	

イ. 電子基準点のみの場合の許容範囲

項 目	許容範囲		備 考
結合多角 又は単路線	水平 (ΔN 、 ΔE)	$60\text{mm} + 20\text{mm}\sqrt{N}$	N : 辺数 ΔN : 水平面の南北方向の閉合差 ΔE : 水平面の東西方向の閉合差 ΔU : 高さ方向の閉合差
	高さ (ΔU)	$150\text{mm} + 30\text{mm}\sqrt{N}$	

2. 平均計算による誤差の許容範囲

(1) 仮定三次元網平均計算 (GNSS観測による場合)

ア. 基線ベクトルの各成分による許容範囲

区 分 項 目	1 級確測基準点測量	2 級確測基準点測量	3 級確測基準点測量	4 級確測基準点測量
基線ベクトルの 各成分の残差	20 mm	20 mm	20 mm	20 mm
水平位置の閉合差	$\Delta s = 100\text{mm} + 40\text{mm}\sqrt{N}$ Δs : 既知点の成果値と仮定三次元網平均計算結果から求めた距離 N : 既知点までの最少辺数 (辺数が同じ場合は路線長の長短のもの)			
標高の閉合差	$250\text{mm} + 45\text{mm}\sqrt{N}$ を標準とする。 N : 辺数			

イ. 方位角、斜距離、楕円体比高による場合の許容範囲

区 分 項 目	1 級確測基準点測量	2 級確測基準点測量	3 級確測基準点測量	4 級確測基準点測量
方位角の残差	5 秒	10 秒	20 秒	80 秒
斜距離の残差	$20\text{mm} + 4 \times 10^{-6} \cdot D$ D : 測定距離 (mm)			
楕円体比高の残差	$30\text{mm} + 4 \times 10^{-6} \cdot D$ D : 測定距離 (mm)			
水平位置の閉合差	$\Delta s = 100\text{mm} + 40\text{mm}\sqrt{N}$ Δs : 既知点の成果値と仮定三次元網平均計算結果から求めた距離 N : 既知点までの最少辺数 (辺数が同じ場合は路線長の長短のもの)			
標高の閉合差	$250\text{mm} + 45\text{mm}\sqrt{N}$ を標準とする。 N : 辺数			

(2) 厳密水平網平均計算及び厳密高低網平均計算

区 分 項 目	1 級確測基準点測量	2 級確測基準点測量	3 級確測基準点測量	4 級確測基準点測量
一方向の残差	12"	15"	—	—
距離の残差	80mm	100mm	—	—
単位重量の標準偏差	10"	12"	15"	20"
新点位置の標準偏差	100mm	100mm	100mm	100mm
高低角の残差	15"	20"	—	—
高低角の標準偏差	12"	15"	20"	30"
新点標高の標準偏差	200mm	200mm	200mm	200mm

(3) 簡易水平網平均計算及び簡易高低網平均計算

項 目 \ 区 分	3 級確測基準点測量	4 級確測基準点測量
路線方向角の残差	50''	120''
路線座標差の残差	300mm	300mm
路線高低差の残差	300mm	300mm

(4) 三次元網平均計算 (GNSS観測による場合)

項 目 \ 区 分	1 級確測基準点測量	2 級確測基準点測量	3 級確測基準点測量	4 級確測基準点測量
斜距離の残差	80mm	100mm	—	—
新点水平位置の標準偏差	100mm	100mm	100mm	100mm
新点標高の標準偏差	200mm	200mm	200mm	200mm

別紙2 認証申請を行う確定測量の網図等の作成の方法（第3関係）

1 確測基準点の網図及び平板確定図一覧図の作成に当たっては、「換地を伴う土地改良事業の確定測量の実施について」の別紙1の別記5によるものとする。

2 認証申請添付書類の作成要領

(1) 確測基準点網図

認証申請添付書類の記号等の着色は、次のとおりとする。ただし、最低次数の着色は不要とする。

基本三角点 青

四等三角点及び既設の確測基準点 緑

一次路線の辺 赤

二次路線の辺 青

三次路線の辺 緑

(2) 平板確定図一覧図

認証申請添付書類の記号等の着色は、次のとおりとする。

認証申請区域の外周の図郭線 赤

(3) 認証の承認申請区域図

認証の承認申請区域図は、国土地理院発行の1/25,000又は1/50,000の縮尺の地形図に当該地区の周囲を赤線で描き、内部を薄赤色に着色すること。なお、同一市町村等の区域内で認証済の地区があればその地区の周囲を緑線で描き内部を緑色で着色し、当該申請区域中の地区と区別すること。

別添様式1（第4関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

事業主体所在地
事業主体名称
代表者名

国土調査法第19条第5項に基づく国土調査の成果としての認証の申請について

このことについて、 年度に が行った測量成果（農林水産省所管換地を伴う土地改良事業の確定測量）について国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第5項及び国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第19条の規定により、関係書類を添え、国土調査の成果としての認証を申請します。

記

- 1 測量及び調査を行った者の氏名又は名称
- 2 作成した地図及び簿冊の名称
- 3 測量及び調査を行った地域及び期間
- 4 当該成果に存する測量又は調査上の誤差の程度
- 5 添付書類
 - (1) 総括表（様式）
 - (2) 換地計画書の地区総計表の写し
 - (3) 確測基準点の精度管理表
 - (4) 認証の承認申請区域図
 - (5) 確測基準点の網図
 - (6) 平板確定図一覧図の写し

様式

総括表

都道府県名	市区郡名	町村（区）名	測量（調査）の実施地域名		測量（調査）の実施期間	
					令和 ～ 年度	
事業施行者名		代表者名	事業名		事業根拠法	
成 果 件 数	基準点測量の既知点数及び点名		新 点 数		測 量 の 方 法	
	計 点		1 級確測基準点 点			
			2 級確測基準点 点			
			3 級確測基準点 点			
			4 級確測基準点 点			
	確定測量図の精度		縮 尺		枚 数	枚
総 筆 数		筆	総 面 積	km ²		
検 査 終 了 証 明	工 程 分 類		作 業 機 関 名	代 表 者 名	検 査 者 氏 名	検 査 者 の 所 属
	基 準 点 測 量					
	確 定	確 定 測 量				
	測 量 等	確 定 測 量 図				
参 考 事 項	権利者会議月日及び換地計画認可（又は決定）の月日（予定を含む。）		権 利 者 会 議		令和 年 月 日	
			換地計画認可（決定）		令和 年 月 日	
	調査実施地域に係る市町村の国土調査による地籍調査の実施又は計画の有無		計 画 市 町 村 名		計 画 期 間	
			実 施 市 町 村 名		実 施 期 間	

別添様式 2 (第 4 及び第 5 関係)

番 号
年 月 日

支 局 長
殿
(地方) 法務局
出張所長

事業施行者名 (注 1)

国土調査法第 19 条第 5 項の規定による指定について (通知)

が行った 地区の土地改良事業に係る確定測量成果について、年
月 日 { 国土交通大臣 } より、国土調査法 (昭和 26 年法律第 180 号) 第 19 条第
{ 農林水産大臣 }
5 項の規定による指定がなされたので通知します。

なお、この確定測量成果は、年 月 日をもって申請した換地処分による登記の申請書に添付 (注 2) してあります。

(注 1) 施行団体名並びに代表者の代表資格及び氏名を記載する。地方公共団体又は国の機関以外の者はその主たる事務所の所在地も記載する。

(注 2) 土地改良登記令第 5 条第 3 項の規定により添付書類とみなされるものを含む。

別添様式3（第5関係）

番 号
年 月 日

殿

都道府県知事名

国土調査法第19条第5項に基づく国土調査の成果としての認証を受けるべき
場合に該当する確定測量成果の報告について

このことについて、 年度に国営 土地改良事業地区について実施した確定
測量成果について、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る
事務取扱い等について」（昭和56年1月5日付け55構改B第1847号農林水産省構
造改善局長通知）の記の第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

別添様式1の記と同じ。